

令和5年2月16日

保護者各位

青森県立むつ養護学校
校長 小笠原 雅 和

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応の一部変更について

向春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、青森県教育委員会より通知があり、県内の感染レベルの引き下げ（レベル1）に伴い、児童生徒が体調不良等の場合の対応について、下記のとおり一部変更となりました。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 対 応

【変更あり】

- ・検査で陰性と診断された場合等であっても、症状がなくなってから **1日程度経過した後、登校が可能**となります。（**ワクチン接種後の副反応も同様**です。）
- ・同居家族等に風邪症状等がある場合でも、**児童生徒本人に症状がなければ登校が可能**となります。

【変更なし】

- ・普段と異なる体調の場合は登校を控え、抗原検査キット配布センター等を利用し自宅にて検査を行う、また医療機関を受診するようご検討ください。
- ・陽性が判明した場合、**症状が出た日を0日目として8日目が療養解除日（登校可能）**となります。（医療機関等からの指示があればそれに従う。）
- ・陽性判明者との※接触者は、最終接触日の翌日から**5日間出席停止**となり、症状がなければ**6日目から登校可能**です。（2日目、3日目に検査で陰性が確認された場合は3日目から登校できます。）

（注）抗原定性検査キットは「体外診断用医薬品」を使用すること。

※接触者：

- ・マスクを着用していても手の届く距離で15分以上会話をした者
- ・会話を伴って一緒に食事をした者
- ・マスクを着用していても呼吸が荒くなるような運動を共にした者

（注）接触者の定義は出席停止とする者を特定するための基準として県教委が独自に設定したもので、保健所が特定する「濃厚接触者」とは異なります。

2 その他

- （1）対応は一部変更となりますが、引き続き感染防止対策の徹底にご協力下さい。
- （2）判断に迷う場合は、学校へご連絡ください。

担当 教頭 越 膳 一 也
TEL 0175-26-2210